

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人岩手県宅地建物取引業協会（以下「本協会」という。）という。

### (事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を岩手県盛岡市前九年一丁目 9 番 30 号に置く。

### (目 的)

第 3 条 本協会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事業を行うことを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の品位及び資質の向上を図るための指導及び連絡
- (2) 宅地建物取引業務の進歩改善に関する調査、研究及び施策の建議
- (3) 宅地建物取引に関する講習会、講演会、研究会等の開催、その他の方法による指導及び啓発
- (4) 宅地建物に関する出版物の刊行
- (5) 不動産流通市場の整備、近代化に必要な事業
- (6) 関係行政機関、全国宅建物取引業保証協会その他関係諸団体との連絡及び協力
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (資 格)

第 5 条 本協会の会員は、岩手県内に事務所を有し、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者であって、本協会の目的に賛同して入会したものとする。

- 2 会員のうち岩手県内に主たる事務所を有する者を、正会員とする。
- 3 会員のうち岩手県内に従たる事務所を有する者を、準会員とする。

### (入 会)

第 6 条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金等)

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとする時は、退会届を会長に届け出なければならない。

- 2 個人会員が死亡し、又は法人会員が解散したときは、退会したものとみなす。

### (除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を 1 年以上納入しないとき
- (2) 本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 前 2 号のほか、会員として不適当と認められる行為があったとき

**( 拠出金品の不返還 )**

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他拠出金品は返還しない。

**第 3 章 役員等**

**( 種類及び定数 )**

第 11 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 30 名以内  
うち、会長 1 名、副会長 4 名以内、専務理事 1 名、常務理事 7 名以内
- (2) 監事 3 名以内

**( 役員を選任 )**

第 12 条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

ただし、監事 1 名は会員以外から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
- 3 専務理事及び常務理事は、会長が指名する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

**( 職 務 )**

第 13 条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 専務理事は、本協会の会務を掌理する。
- 4 常務理事は、本協会の会務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条の職務を行う。

**( 任 期 )**

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず役員任期は、就任後の第 2 回目の通常総会の終結日までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

**( 解 任 )**

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

**( 名誉会長、顧問、相談役 )**

第 16 条 本協会に名誉会長 1 名、顧問及び相談役若干名をおくことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、1 年とする。

**第 4 章 会 議**

**( 種 別 )**

第 17 条 本協会の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

**( 構 成 )**

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

**(権能)**

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本協会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**(開催)**

第20条 通常総会は、毎年会計年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

**(招集)**

第21条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

**(議長)**

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

**(定足数)**

第23条 会議は、総会においては正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

**(書面表決等)**

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

**(議事録)**

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者又は表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第27条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (経費の支弁)

第29条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

### (予算及び決算)

第30条 本協会の収支予算は、通常総会前に会長が作成し、総会の議決により定める。

ただし、総会の日までは、理事会の議決を経て前年度の予算を基準として執行する。

2 本協会の収支決算は、年度終了後2ヵ月以内に会長が作成し、その年度末財産目録とともに監査を得て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第31条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第32条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、岩手県知事の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第33条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散するとき存する残余財産は、総会の議決を経、岩手県知事の認可を得て本協会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第7章 事務局

### (設置等)

第34条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第35条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 補 則

### (委 任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立許可後最初に開催される総会の日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第17条第1項及び第2項第2号並びに第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和43年3月31日までとする。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（昭和48年9月4日）から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（昭和49年7月23日）から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の変更は、認可のあった日（昭和50年6月20日）から施行する。
- 2 この定款の変更の日における会計年度は第29条の規定にかかわらず、昭和50年4月1日から昭和51年6月30日までとする。

#### 附則

- 1 この定款の変更は、認可のあった日（昭和53年9月4日）から施行する。
- 2 この定款の変更の日における会計年度は第29条の規定にかかわらず、昭和53年7月1日から昭和54年3月31日までとする。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（昭和57年5月11日）から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（昭和58年7月18日）から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（昭和62年7月15日）から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（平成3年7月6日）から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の一部改正は、認可の日（平成11年6月1日）から施行する。